

昭和二十三年厚生省令第四十八号

歯科医師法施行規則

歯科医師法施行規則を次のように定める。

第一章 免許

(法第四条第一号の厚生労働省令で定める者) 第一条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。)第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができきない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の二 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認めの場合において、当該者が免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(歯科医師免許の申請手続)

第一条の三 歯科医師法施行令(以下「令」という。)第三条の歯科医師免許の申請書は、第一号書式によるものとする。

2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。

一 歯科医師国家試験(以下「国家試験」といいう。)の合格証書の写

二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第四条において同じ。)

二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第七条第五号に掲げる事項(出入国

管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び

日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する國籍等)を記載したものに限る。第四条において同じ。)

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若し

しの他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。)

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若

しの他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。)

くはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 第一項の申請書に合格した国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合には、前項第一号の書類の添付を省略することができ

る。

4 第一項の申請書には、登録免許税の領收証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならぬ。

(歯科医籍の登録事項)

第二条 令第四条第七号の規定により、同条第一号から第六号までに掲げる事項以外で、歯科医籍に登録する事項は、次のとおりとする。

二 免許証を書換交付又は再交付した場合に

は、その旨並びにその事由及び年月日

三 登録の抹消をした場合には、その旨並びにその事由及び年月日

(歯科医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の歯科医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第四条において同じ。)及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(歯科医籍の抹消の申請手續)

第二条 令第九条第三項の手数料の額は、三千百円とする。

2 令第九条第二項の免許証の再交付の申請書には、前項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(手数料)

第五条 令第九条第三項の手数料の額は、三千百円とする。

2 令第九条第二項の免許証の再交付の申請書には、前項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(手数料)

障害を有する状態となり歯科医師の業務の継続が著しく困難となつたときは、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(免許証の書換交付の申請手続)

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の再交付の申請手続)

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写しを添えなければならない。

(免許証の再交付の申請手続)

二 戒告処分を受けた者 四千三百円
二 一年未満の歯科医業の停止の処分を受けた者 八千六百円
三 前二号に該当しない者 四万四千八百円
(個別研修計画書)

第九条 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第七条の二第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第二項の規定により再許免許を受けようとする者には、氏名及び生年月日)

二 個別研修の内容

三 個別研修の実施期間

四 助言指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対して助言、指導等を行う者であつて、厚生労働大臣が指名したもの)の氏名

五 その他必要な事項

二 前項の規定により個別研修計画書を作成しよ

うとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。

三 第一項の規定により作成した個別研修計画書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ当該個別研修計画書が適切である旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

四 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

五 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

六 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

七 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

八 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

九 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

十 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七条第二項の規定により再許免許を受けようとする者には、氏名及び生年月日)

二 個別研修の内容

三 個別研修を開始し、及び修了した年月日

四 助言指導者の氏名

五 その他必要な事項

2 前項の個別研修修了報告書には、個別研修計画書の写しを添付しなければならない。

3 第一項の規定により作成した個別研修修了報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が当該個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が個別研修を修了したと認めるときは、当該者に対し、個別研修修了証を交付するものとする。

(再教育研修を修了した旨の登録の申請)

第十条の二 法第七条の二第二項の規定による登録を受けようとする者は、第二号の二書式による申請書に歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならぬ。

3 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に係る第一項の規定の適用については、同項中の「歯科医師免許証」とあるのは、「個別研修修了証及び歯科医師免許証」とする。

(再教育研修修了登録証の書換交付申請)

第十条の三 再教育研修を修了した旨の登録を受けた歯科医師(以下「再教育研修修了登録歯科医師」という。)は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、第二号の三書式による申請書に再教育研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならぬ。

(再教育研修修了登録証の再交付申請)

第十条の四 再教育研修修了登録歯科医師は、再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つたときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、第二号の四書式による申請書に歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならぬ。

4 再教育研修修了登録証を破り、又は汚した再教育研修修了登録歯科医師が第一項の申請をする

場合には、申請書にその再教育研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添えなければなりません。

第二部試験とし、その科目は、それぞれ次のとおりとする。

学説試験

第一部試験
解剖学(組織学を含む。)

生理学
生物学(免疫学を含む。)

病理学
微生物学

生化学
(免疫学を含む。)

第二部試験
薬理学

第二章 試験

第三章 業務

第四章 登録証の記載事項等

第五章 業務

第六章 登録証の記載事項等

第七章 業務

第八章 業務

第九章 業務

第十章 業務

第十一章 業務

第十二章 業務

第十三章 業務

第十四章 業務

第十五章 業務

第十六章 業務

第十七章 業務

第十八章 業務

第十九章 業務

第二十章 業務

第二十一章 業務

第二十二章 業務

第二十三章 業務

第二十四章 業務

第二十五章 業務

第二十六章 業務

第二十七章 業務

第二十八章 業務

第二十九章 業務

第三十章 業務

第三十一章 業務

第三十二章 業務

第三十三章 業務

第三十四章 業務

第三十五章 業務

第三十六章 業務

第三十七章 業務

第三十八章 業務

する場合には、申請書にその再教育研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添えなければならぬ。

2 修了登録証の再交付を受けた後、失つた再教育研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

3 修了登録証に記載した事項を記載し、署名しなければならない。

4 第十一條第一号に掲げる大学(法第四十一条の規定による実地修練は、左に掲げる施設でこれをしなければならない。

一 法第十一條第一号に掲げる大学(法第四十一条の規定によつて法第十一條第一号の大学とみなされたものを含む。)の附属病院(代用附属病院を含む。)又は附属診療所(代用附属診療所を含む。)

二 厚生労働大臣の指定した病院又は診療所で、その全部又は一部をすることができる。前項の規定にかわらず、特別の事情があるときは、法第十一條の規定による診療及び口くう衛生に関する実地修練は、外國の病院又は診療所であつて厚生労働大臣が適当と認めるもので、その全部又は一部をすることができる。

3 前項の規定にかかる実地修練をする者は、当該修練施設における諸規則を遵守し、施設の長の指揮監督を受けるものとする。

4 第十二条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験(以下「予備試験」という。)を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

5 第十三条 国家試験を受けようとする者は、受験願書(第三号書式)に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 法第十一條第一号に該当する者であるときは、卒業証明書

二 法第十一條第二号に該当する者であるときは、予備試験の合格証書の写又は合格証明書及び修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面

三 法第十一條第三号に該当する者であるときは、予備試験の合格証書の写又は合格証明書及び修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面

四 第十四条 予備試験を受けようとする者は、受験願書(第三号書式)に第十三條第三号及び第四号に掲げる書類(第四号に掲げる書類には、(シ)の記号に代えてその裏面に(シヨ)の記号を記載すること。)を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 第十五条 予備試験を受けようとする者は、受験願書(第三号書式)に第十三條第三号及び第四号に掲げる書類(第四号に掲げる書類には、(シ)の記号に代えてその裏面に(シヨ)の記号を記載すること。)を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 第十六条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として一万八千九百円を納めなければならぬ。

7 第十七条 国家試験又は予備試験に合格した者は、合格証書を交付する。

8 第十八条 合格証書を破り、よごし又は失つた者は、合格証明書の交付を出願することができない。

9 第十九条 手数料を納めるには、その金額に相当する收入印紙を願書にはらなければならぬ。

10 第二十条 手数料として二千九百五十円を納めなければならない。

11 第二十一条 手数料を納めるには、その金額に相当する收入印紙を願書にはらなければならぬ。

12 第二十二条 当該文書を作成した歯科医師の所属する病院等の名称及び所在地又は歯科医師の住所並びに歯科医師である旨

2 前項の規定による記載は、第四号書式によらなければならぬ。

第二十条 歯科医師は、患者に交付する処方箋に、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は歯科医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

第二十一条 歯科医師は、患者に交付する薬剤の容器又は被包にその用法、用量、交付の年月日、患者の氏名及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は歯科医師の住所及び氏名を明記しなければならない。

第二十二条 診療録の記載事項は、左の通りである。

一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢

二 病名及び主要症状

三 治療方法（処法及び処置）

四 診療の年月日

第四章 雜則

（証明書）

第二十二条の二 法第七条の三第二項の証明書は、第五号書式によるものとする。

附 則

抄

第二十三条 この省令は、法施行の日から、これは、第五号書式によるものとする。

第二十四条

従前の規定により国家試験を受けな

第二十五条

従前の規定により国家試験を受けな

第二十六条

従前の規定により国家試験を受けな

第二十七条

従前の規定により国家試験を受けな

第二十八条

従前の規定により国家試験を受けな

第二十九条

従前の規定により国家試験を受けな

第三十条

従前の規定により国家試験を受けな

の記号を記載すること。）及び予備試験の受験資格を有することを証する書面」と読み替えるものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二四年三月四日厚生省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年七月一八日厚生省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第十六条第一項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から適用する。

附 則（昭和二十五年一二月一九日厚生省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第十六条第一項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から適用する。

附 則（昭和五三年三月一六日厚生省令第八号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一〇号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一二号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一三号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一四号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月二八日厚生省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年三月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月二八日厚生省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月二八日厚生省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月十日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第十号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一七日厚生省令第十一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年一〇月二一日厚生省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一六日厚生省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一二号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一三号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一四号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一五号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一六号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一七号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一八号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第一九号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二〇号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二二号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二三号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二四号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二六号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二七号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二八号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第二九号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第三〇号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第三一号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第三二号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第三三号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第三四号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月一九日厚生省令第三五号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかるらず、この省令により改正された規定であつて改訂後の様式により記載することができる。ものについては、当分の間、なお従前の例による。

5 この省令による改正後の省令の規定にかかるし、第一条中医師法施行規則第一号書式の改正規定及び第二条中歯科医師法施行規則第一号書式の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

6 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

7 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

8 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

9 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

10 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

11 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

12 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

13 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

14 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

15 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

16 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

17 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

18 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

19 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

20 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

21 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

22 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

23 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

24 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

25 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

26 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

27 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

28 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

29 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

30 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

31 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

32 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

33 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

34 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

35 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

36 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

37 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

38 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

39 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

40 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

41 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

42 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

43 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

44 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

45 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

46 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

47 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

48 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

いう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年一二月一三日厚生労働省令第七九号）抄

(施行期日) 省令第七九号

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一月二十四日厚生労働省令第一八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

(施行期日) 省令第二〇八号

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年七月二八日厚生労働省令第一〇七号）抄

(施行期日) 省令第一〇七号

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一〇月四日厚生労働省令第一四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月一一日厚生労働省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一号書式（第一条の三関係）

This is a Japanese administrative form titled 'First Number Form (Article 1 Three Relations)'. It includes fields for personal information like name, address, and date of birth, as well as checkboxes for various medical or administrative categories.

第一号書式（第一条の三関係）

This is a Japanese administrative form titled 'Second Number Form (Article 6 Six Relations)'. It contains detailed sections for medical records, including treatment history, medications, and laboratory results, along with checkboxes for specific treatments or diagnoses.

第二号書式（第六条関係）

This is a Japanese administrative form titled 'Third Number Form (Article 6 Six Relations)'. It focuses on medical history and treatment details, with a large section for listing past illnesses and operations, and checkboxes for specific treatments.

第三号書式（第六条関係）

第一号の二書式（第十条の一関係）

年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
再教育研究費了替請求書	
年月日	年月日
上記により、再教育研究費了替請求を申請します。	
年月日	年月日
提出者（署名）	
年月日	年月日
被請求者（署名）	
年月日	年月日
提出者（捺印）	
年月日	年月日
被請求者（捺印）	
年月日	年月日

(注意) 1. 年月日には、記入しないこと。
2. 請求する不動産文字で記入すること。
3. 本欄に記入する場合は、必ず「書で書き」で記入すること。
4. 用紙の大きさは、A4とすること。

第一号の三書式（第十条の三関係）

年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
再教育研究費了替請求書	
年月日	年月日
上記により、再教育研究費了替請求の書類交付を申請します。	
年月日	年月日
提出者（署名）	
年月日	年月日
被請求者（署名）	
年月日	年月日
提出者（捺印）	
年月日	年月日
被請求者（捺印）	
年月日	年月日

(注意) 1. 年月日には、記入しないこと。
2. 請求する不動産文字で記入すること。
3. 本欄に記入する場合は、必ず「書で書き」で記入すること。
4. 用紙の大きさは、A4とすること。

第一号の四書式（第十条の四関係）

年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
再教育研究費了替請求書	
年月日	年月日
上記の再教育研究費了替請求を（添付した・持したもの）で、再教育研究費了替請求の再交付を申	
年月日	年月日
提出者（署名）	
年月日	年月日
被請求者（署名）	
年月日	年月日
提出者（捺印）	
年月日	年月日
被請求者（捺印）	
年月日	年月日

(注意) 1. 年月日には、記入しないこと。
2. 請求する不動産文字で記入すること。
3. 本欄に記入する場合は、必ず「書で書き」で記入すること。
4. 用紙の大きさは、A4とすること。

第三号書式（第十三条、第十五条関係）

年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
年月日	姓 （漢字） （ふりがな）
再教育研究費了替請求書	
年月日	年月日
上記により、被請求の回定期間内に被請求者に被請求料金を支拂うとして手渡し	
年月日	年月日
提出者（署名）	
年月日	年月日
被請求者（署名）	
年月日	年月日
提出者（捺印）	
年月日	年月日
被請求者（捺印）	
年月日	年月日

(注意) 1. 年月日には、記入しないこと。
2. 請求する不動産文字で記入すること。
3. 本欄に記入する場合は、必ず「書で書き」で記入すること。
4. 用紙の大きさは、A4とすること。

第四号書式（第十九条の二関係）

第五号書式（第二十二条の二関係）

第五号書式(第二十二条の二関係)		(表)
第 一 号		
医療機関法第7条の2第2項の規定に上る身分証明書		
醫 院 名 称 氏 名 年 月 日		
厚生労働大臣		

第1回の「学生会議」では、西田耕作が「政治の問題は複雑で複数の立場があるから必ず争う必要がある」と認めたところは、西田が「常に開かれてるときに、人に意見を聞くと面白い」と見えて、西田の意見の発信の場所が所有者に当たる。当時の物語の世界では、西田の意見が「開かれてるときに、人に意見を聞く」という形で、西田の意見の発信の場所が所有者に当たる。つまり、西田の意見の発信の場所が所有者に当たる。

2) 論理的構成に立ち入るとして、「立派な論理」の部分が「子供たちが費さる時間」である。

3) 第1回の「ことばと人間の範囲」は、認識範囲の広さが認められたものと解釈しない。

第21回、「(二) 次の各の名号のいずれに該当する者は、30万円以下の懲役に該当する。

3) 第21回の「(二) 次の各の名号のいずれに該当する者は、30万円以下の懲役に該当する。

3) 第21回の「(二) 次の各の名号のいずれに該当する者は、30万円以下の懲役に該当する。